

新規助成事業

1団体あたり上限100万円!

兵庫県共同募金会

令和9年度「社会的課題チャレンジ助成」実施要領

＜兵庫県内で令和9年4月1日～令和10年3月31日までに実施される先駆的・開拓的事業助成＞

1. 趣旨

赤い羽根共同募金は、市区町ごとの地域生活課題の解決や地域づくりに向けて、地域に密着した募金・助成を行っています。

この助成は、兵庫県共同募金会のモデル事業として、地域生活課題の解決に向けたチャレンジを行う先駆性・開拓性の高い活動・事業に対して助成することで、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現につなげることを目的として実施します。

【兵庫県の共同募金運動がめざすビジョン】

1. 地域福祉の推進により地域共生社会を実現する。
2. 地域に根差した「じぶんの町を良くするしくみ」として定着している。



2. 対象団体

(1) 助成対象団体は、次の要件を全て満たした団体とします。

- ①兵庫県内に所在し、県内で活動を行う団体であること
- ②団体としての活動実績が1年以上あること
- ③団体名義の振込口座を所有していること
- ④オンラインによる申請およびメールによる連絡が可能であること
- ⑤共同募金の趣旨について理解・共感し、運動に積極的に参画すること

(2) 団体は、次のいずれかの種別とします。

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人
特定非営利活動法人、任意団体（ボランティアグループ、ほっとかへんネット等）

3. 対象事業

(1) 対象事業は、地域生活課題の解決をめざし、多様な主体との協働により実施する先駆性や開拓性のある事業とします。

(2) 対象事業は、新規事業として実施するもの、または既存事業を拡充するものとします。

(3) 社会的課題のテーマは、次のいずれかに基づく事業とします。

①誰もが参加でき、いきいきと暮らし続けられるまちづくり

例：当事者のピアサポート・移動支援、居場所づくり、講演会等の啓発活動等

②生きづらさを抱える子ども・若者、当事者とその家族への支援

例：子どもを対象とした学習支援、子ども食堂やフードサポートの実施等

③災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援

例：災害時の支援体制づくりやボランティアが活動しやすい環境整備、防災訓練等

④生活に困難を抱える人たちへの支援

例：生活に困窮している世帯のニーズ把握に基づいて実施される支援活動等

4. 対象経費

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に、兵庫県内で実施される事業で、申請事業を実施するために必要な費用のみを対象とします。

なお、団体の運営に係る経費、団体の通常活動の一部経費（職員の人件費、事務所の借上代または改修・補修費、光熱水費、総会・親睦会の経費）の他、次の事業は対象外とします。

対象外となる事業

- ①宗教、政党、組合など、事業の対象を限定して一般に開放されていない事業
- ②公的なサービスや制度によって対応が可能な事業（含む、介護保険法による介護サービス）
- ③社会福祉協議会または共同募金委員会から、共同募金を財源とする助成を受けている事業
※本事業の助成決定後、市区町社協等からの助成を受けた場合、決定を取り消す場合があります。
- ④故障や老朽化に伴う備品の購入、施設の修繕のみを目的とし、公益性が認められない事業

5. 助成額（助成総額：900万円（予定））

1団体あたり100万円を上限とします。（申請事業の実施に関わる経費の4／5以内）

※申請は1万円単位とします。また、審査の結果、減額して助成決定する場合があります。

6. 助成決定までのスケジュール

- ・応募受付期間：令和8年5月20日（水）～6月30日（火）23時59分（厳守）
- ・プレゼンテーション審査：令和8年9月（予定）
- ・助成内定：令和8年10月（予定）
- ・助成決定：令和9年4月（予定）

7. 交付決定の取り消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当するときは交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を求めます。

- (1) 事業の全部または一部を実施しないもの
- (2) 事業結果が極めて不良と認められるもの
- (3) 助成申請に、事実と相違した申請をなしたもの
- (4) 完了報告等における書類の提出が不十分であるもの
- (5) その他、本会において不相当と認めたもの

8. その他

- (1) 原則として、助成金の使途の変更は認めません。
- (2) 事業完了後2ヶ月以内に事業完了報告書を提出いただきます。
- (3) 助成した事業に対して、監査を実施する場合があります。

〔お問合せ先〕

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：吉田・生田）

TEL 078-242-4624 FAX 078-242-4625

ホームページ <http://www.akaihane-hyogo.or.jp/>

メールアドレス info@akaihane-hyogo.or.jp

兵庫県共同募金会

令和9年度 「社会的課題チャレンジ助成」 応募方法

標記の助成事業の受付期間内に web 応募フォーム「e 応募」にアクセスし、必要事項をご記入の上、以下 A~J の書類をアップロードしてご送信ください。なお、郵送やメール等による応募は受理しかねます。

- ・応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは、下記 URL をご覧ください。
<https://www.akaihane-hyogo.or.jp/application/>

- ・初めて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。

下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。

団体登録には、下記 A 及び B の書類のアップロードが必要となります。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応ができかねる場合がございますので、登録は早めにお済ませください。

なお、e 応募にアップロードできるファイルの容量は、1 ファイルあたり 5MB までとなっております。

- ・「e 応募」団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

- ・団体登録に必要な提出書類

※必ず各ファイル名を「A」または「B」で始まる名称に設定してください。

A	団体の定款、会則、規約のいずれか (Word または Excel、PDF)
B	団体の役員名簿 (Word または Excel、PDF)

- ・団体登録後に「e 応募」へログインし、「助成に応募する」より当プログラムを選択し、応募画面にて以下の書類をアップロードしてください。

※必ず各ファイル名を「C」～「J」で始まる名称に設定してください。

C	助成申請書 (Excel)
D	直近の事業報告書 (Word または Excel、PDF)
E	直近の決算書類 (Word または Excel、PDF)
F	直近の事業計画書 (Word または Excel、PDF)
G	直近の収支予算書 (Word または Excel、PDF)
H	実施する事業に係る見積書 (10 万円以上の物品購入及び工事の施工を予定している場合のみ) ※
I	事業に関連する資料 (チラシ、広報紙など。最大 2 種) ※任意
J	通帳画像 (助成金送金先口座の通帳 2 頁目の、金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義 (カナ) が分かる部分の画像。JPEG または PNG、GIF、PDF)

※10 万円以下の物品購入及び工事施工であっても、応募後に本会から見積書等の提出を求める場合があります。